

精神障害者保健福祉手帳について

◎精神障害者保健福祉手帳とは

入院・退院に関わらず精神の障害が、一定以上の状態にある方を対象として、手帳が交付されます。手帳を受け取ることによって、いろいろなサービスを受けることができます。

1. 税制の優遇措置 ～ 以下の税金について、控除・免除が受けられます～

●所得税及び住民税の障害者控除（本人・配偶者・扶養家族）

●預貯金の利子所得の非課税

銀行等の預貯金の利子所得が、それぞれ 350 万円まで非課税になります。詳細は、各銀行などの窓口にお問合せ下さい。

●相続税の控除・贈与税の非課税

●自動車税・軽自動車税及び自動車取得税の課税免除

通院、通学又は生業のために、本人又は生計を同じくする方などが、週1日以上運転する場合、税金の免除を受けることができます。

（ただし、医師等の証明書が必要となる場合があります。）

手続き先：普通自動車～十勝総合振興局 自動車税係 Tel27-8529

軽自動車～帯広市役所市民税課 税務係 Tel65-4119

2. 生活保護の障害者加算(1.2 級の方)

●生活保護を受けている方は、保護費の障害者加算が受けられます。

3. 道立文化施設及び帯広市の施設使用料の減免（本人と介護者1名につき無料）

道立美術館等・帯広動物園・児童会館・百年記念館・とかちプラザ・帯広の森など

4. NTT 電話番号案内の免除

●手続きは、NTT にお問合せ下さい。

5. 携帯電話の割引サービス（基本料金が半額）

●詳細は各電話会社にお問い合わせください。

6. NHK放送受信料の免除

●条件により免除される場合があります。

7. 障害福祉サービス

●掃除・食事などの居宅生活や就労などを支援するサービスを希望される方はご相談下さい。

8. 交通機関の料金の割引制度

●十勝バス・拓殖バス会社が運行する十勝管内バス路線及び毎日交通と大正交通が運行するあいのりバスが5割引となります。

対象者～精神障害者保健福祉手帳の写真添付のある方が対象となります。降車する際に手帳を提示し、料金を支払ってください。



◎ 精神障害者保健福祉手帳の新規申請について

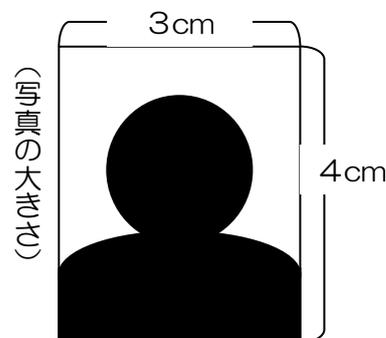
手帳の交付を受けるには、医師と相談の上、障害福祉課で手続きを行って下さい。下記の申請書類が必要になります。

【申請書類】

- ◎申請書（窓口で記入できます）
- ◎障害の状態がわかるもの
次のいずれかをご用意ください。

- 所定の診断書
（精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以降に作成されたもの）
- 障害年金証書又は直近の障害年金振込通知書
（精神障害による障害年金に限る）

- ◎個人番号カード（又は、通知カード）
- ◎身分証明書（運転免許証など）
- ◎写真（4cm×3cm）



◎更新申請について

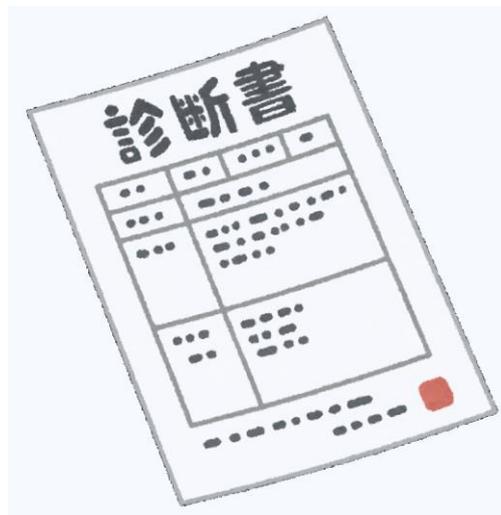
期限の切れる3ヶ月前から、更新の手続きができます。下記の書類をご用意の上、障害福祉課で手続きを行って下さい。有効期間は2年間です。

【申請書類】

- ◎申請書（窓口で記入できます）
- ◎障害の状態がわかるもの
次のいずれかをご用意ください。

- 所定の診断書
- 障害年金証書又は直近の障害年金振込通知書
（精神障害による障害年金に限る）

- ◎個人番号カード（又は通知カード）
- ◎身分証明書（運転免許証など）
- ◎精神障害者保健福祉手帳（お持ちの場合）



◎変更申請について

精神障害者保健福祉手帳の記載事項（氏名、住所等）に変更がある場合については、障害福祉課で手続きを行って下さい。手続きには、手帳が必要となります。

お問い合わせは

帯広市 市民福祉部 福祉支援室 障害福祉課

帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4147 （直通）

FAX 0155-23-0163